

令和 2 年 7 月 8 日

令和2年度弁理士試験実施延期に伴う受験手数料の返還について

工業所有権審議会弁理士審査分科会事務局

令和2年度弁理士試験の実施時期が延期されたことを理由として受験を取りやめる者に対しては、既に納付された受験手数料を返還しますので、以下の方法により申請願います。

1. 申請方法

特許庁ホームページに掲載してある受験手数料返還申請書を印刷した上、必要事項を記入し、以下の添付書類と併せて、工業所有権審議会弁理士審査分科会事務局宛てに郵送(書留)で提出してください(封筒の表には、赤字で「令和2年度弁理士試験受験手数料返還申請書在中」と記載してください)。

なお、受験手数料返還申請書を直接持参しても受理しません。

【提出が必要な添付書類】

(1) 本人確認書類(運転免許証又は保険証等の写し)

(2) 振込先口座を確認できる書類(通帳又はキャッシュカードの写し)

※ 受験手数料返還申請書を特許庁ホームページから印刷できない場合は、適宜の様式により、受験手数料返還申請書に記入すべき事項と同等の内容をそれが分かるように作成の上、提出してください。

※ 受験手数料返還申請書の提出があった者には、受験票を送付しません。

2. 申請期限

令和2年7月31日(金)まで(消印有効)

※期限内に申請がない場合には、受験手数料は返還しません。

3. 受験手数料返還申請書の提出先

工業所有権審議会弁理士審査分科会事務局 宛

〒100-8915 東京都千代田区霞が関3-4-3

4. その他

本手続は、令和2年度弁理士試験の実施時期を延期したことによる特別な措置であり、令和2年度弁理士試験限りの扱いとなります。

なお、受験手数料返還の申請を行った場合は、令和2年度弁理士試験の受験は認められま

せん。

【お問合せ先】

工業所有権審議会弁理士審査分科会事務局

(特許庁総務部秘書課弁理士室試験第一班)

TEL:03-3581-1101(内線2020)

E-mail:PA0113@jpo.go.jp